

五所川原市複合経営等支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後 (案)				現行			
(趣旨) 第1条 [略]				(趣旨) 第1条 [略]			
(定義) 第2条 [略]				(定義) 第2条 [略]			
(補助対象事業等) 第3条 補助金の対象となる取組 (以下「複合経営等に係る事業」という。) は、次表に掲げるもののうちいずれか一つとし、優先採択順位を付すものとする。				(補助対象事業等) 第3条 補助金の対象となる取組 (以下「複合経営等に係る事業」という。) は、次表に掲げるもののうちいずれか一つとし、優先採択順位を付すものとする。			
	番号	取組	優先採択順位		番号	取組	順位
複合経営	1	認定新規就農者が、新たに複合経営を行う又は新たな指定野菜等を作付する取組	1	複合経営	1	認定新規就農者が、新たに複合経営を行う又は新たな指定野菜等を作付する取組	1
	2	稲作単一経営 (主食用米のみ販売している農業経営及び主食用米とその他の穀物を販売している農業経営をいう。) を行っている農業者が、新たに複合経営を行う取組	2		2	稲作単一経営 (主食用米のみ販売している農業経営及び主食用米とその他の穀物を販売している農業経営をいう。) を行っている農業者が、新たに複合経営を行う取組	2
	3	既に複合経営に取組んでいる農業者が、新たな指定野菜等を作付する取組	3		3	既に複合経営に取組んでいる農業者が、新たな指定野菜等を作付する取組	3
六次産業化	4	農業者が、新たに六次産業化に取り組む	1	六次産業化	4	農業者が、新たに六次産業化に取り組む	1
	5	既に六次産業化に取り組んでいる農業者が、新たな作物による商品開発を行う取組	2		5	既に六次産業化に取り組んでいる農業者が、新たな作物による商品開発を行う取組	2

五所川原市複合経営等支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後 (案)			現行		
2 複合経営等に係る事業の指定野菜等は、次表に掲げるとおりとする。			2 複合経営等に係る事業の指定野菜等は、次表に掲げるとおりとする。		
番号	指定野菜等	順位	番号	指定野菜等	順位
1	トマト、ミニトマト、つくねいも、花き、 <u>キュウリ</u> 、小玉スイカ、にんにく、ズッキーニ、タマネギ、 <u>ブロッコリー</u>	1	1	トマト、ミニトマト、つくねいも、花き、 <u>きゅうり</u> 、小玉スイカ、にんにく、ズッキーニ、タマネギ	1
2	<u>前1項に規定する指定野菜等以外の五所川原市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン</u> における地域振興作物(地力増進作物及び穀物を除く)	2	2	<u>1の項に規定する指定野菜等以外の五所川原市水田フル活用ビジョン</u> における地域振興作物(地力増進作物及び穀物を除く)	2
3	<u>前1、2項に掲げるもののほか、市長が地域で振興していることが有効かつ必要と認める作物</u>	3			
3 複合経営等に係る事業の指定野菜等の作付面積は、新規導入分を含め、露地栽培については10a以上、施設栽培については80坪(<u>多段栽培の場合は、使用している栽培棚の面積の合計</u>)以上とし、原則として補助対象期間内に指定野菜等を販売すること。			3 複合経営等に係る事業の指定野菜等の作付面積は、新規導入分を含め、露地栽培については10a以上、施設栽培については80坪以上とし、原則として補助対象期間内に指定野菜等を販売すること。		
(補助金の交付要件等)			(補助金の交付要件等)		
第4条 市長は、複合経営等に係る事業を行った者に対し、25万円を上限として、当該事業の実施に要する費用(<u>消費税及び地方消費税を除く</u>)の2分の1以内の額を、予算の範囲内で補助金として交付するものとする。			第4条 市長は、複合経営等に係る事業を行った者に対し、25万円を上限として、当該事業の実施に要する費用の2分の1以内の額を、予算の範囲内で補助金として交付するものとする。		
2～5 [略]			2～5 [略]		
(申請)			(申請)		
第5条 [略]			第5条 [略]		
(交付の決定)			(交付の決定)		
第6条 [略]			第6条 [略]		

五所川原市複合経営等支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後（案）	現行
<p>(実績報告) 第7条 [略]</p> <p>(交付金額の確定等) 第8条 [略]</p> <p>(補助金の請求) 第9条 [略]</p> <p>附則 この要綱は、令和3年5月 日から施行する。</p>	<p>(実績報告) 第7条 [略]</p> <p>(交付金額の確定等) 第8条 [略]</p> <p>(補助金の請求) 第9条 [略]</p> <p>附則 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。</p>

五所川原市複合経営等支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後 (案)	現行
<p>様式第1号 (第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>五所川原市長 殿</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 住 所 氏 名 連 絡 先</p> <p style="text-align: center;">年度五所川原市複合経営等支援事業費補助金交付申請書</p> <p>[略]</p>	<p>様式第1号 (第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>五所川原市長 殿</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 住 所 氏 名 連 絡 先</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">年度五所川原市複合経営等支援事業費補助金交付申請書</p> <p>[略]</p>
<p>様式第4号 (第7条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>五所川原市長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">年度五所川原市複合経営等支援事業費補助金に係る事業実績報告書</p> <p>[略]</p>	<p>様式第4号 (第7条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>五所川原市長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">年度五所川原市複合経営等支援事業費補助金に係る事業実績報告書</p> <p>[略]</p>